

京都市告示第255号

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更、廃止及び辞退の届出がありました。

平成16年7月30日

京都市長 榎本頼兼

介護機関名称変更

サービスの種類	変更前名称	変更後名称	変更年月日
訪問介護	(有)キョウトアイケアサービス	(株)キョウトアイケアサービス	平成16年5月11日
訪問入浴介護	(有)キョウトアイケアサービス	(株)キョウトアイケアサービス	平成16年5月11日
居宅介護支援事業者	(有)キョウトアイケアサービス	(株)キョウトアイケアサービス	平成16年5月11日

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
居宅介護支援事業者	(社)京都保健会 居宅介護支援事業所仁和	上京区仁和寺街道 御前西入下横町2 24	上京区御前通下立 売上る2丁目仲之 町285番地	平成15年5月1日

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問介護	ヘルパーステーション太陽	上京区一条通浄福寺東入る南新在家町 334番地 ルミナス一条105号	平成16年2月28日
居宅療養管理指導	(医)高田耳鼻咽喉科 医院	右京区梅津南上田町1番地	平成16年6月1日

介護機関辞退

サービスの種類	名 称	所 在 地	辞退年月日
居宅療養管理指導	(医)愛歯会丸岡歯 科医院	下京区河原町通り松原上ル2丁目富永 町358 ライオンズマンション京都 河原町1F	平成16年6月30日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)